

今治市観光印刷物広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、今治市広告事業実施要綱（平成19年4月11日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、本市が作成する観光に係る冊子、パンフレット、リーフレット、チラシ、封筒及びその他これらに類する印刷物（以下「印刷物」という。）に対する広告事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 印刷物に掲載する広告は、情報提供の目的を損なわないものとし、要綱第8条に該当する広告は掲載しない。

2 市税等の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

(広告掲載の基準)

第3条 印刷物に掲載する広告は、今治市広告掲載基準（平成19年4月11日施行。以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

(広告媒体の種類、広告の規格等)

第4条 広告媒体の種類、広告の規格、枠数、掲載位置、掲載期間、選定方法及びその他の条件は、部長が別に定め、別途募集要項及び仕様書に掲載する。

(広告原稿の作成及び経費負担)

第5条 印刷物の原稿は、広告媒体ごとに指定する仕様に従い、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主は、広告原稿を市が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

(広告募集の方法及び広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、印刷物の発行状況等を勘案してその時期、枠数、仕様等を決定の上募集するものとする。

2 市は、前項の募集に当たり、企業等の応募機会を確保するとともに、特定企業等に偏らないようにするため、市広報紙及び市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

3 広告掲載希望者は、今治市観光印刷物広告掲載申込書(別記様式第1号)に掲載しようとする広告案等を添えて、指定する期間内に市に提出するものとする。

(広告主の決定)

第7条 市長は、前条第3項に規定する申込書の提出を受けたときは、同項の規定による募集期間終了後、要綱及び基準の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告主は、市の観光産業の振興と市のイメージアップを図るにふさわしいものとし、前項の決定に当たっては、市の観光に係る印刷物という性格を考慮し、今治市の観光振興に関連が深い広告掲載を優先するものとする。

3 前項の優先順位付けの後、同位者が広告の枠数を超える場合は、抽選等により決定するものとする。

4 第1項による広告掲載の決定をしたときは、その結果を広告掲載決定・不可決定通知書(別記様式第2号、第3号)により通知するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、広告掲載を行う印刷物の作成及び広告募集に要する経費等を総合的に勘案して市長が決定するものとする。

2 広告掲載料は、広告掲載に係る契約の締結時又は市長の指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第9条 市長は、第7条第1項の広告掲載の可否を決定した後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、書面により、自己の都合による広告掲載の取下げを申し出ることができる。

(広告掲載料の返還)

第12条 市長は、広告掲載料の取消し又は取下げにより広告掲載をしないときは、その時期等に応じて必要な経費を差引いた額につき広告掲載料を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(適用除外)

第13条 市長が必要と認めるときは、広告主の選定を入札により行うことができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月8日から施行する。